

P4 「(11)計画骨子案・計画素案・計画案の提出期限」を追加しました。

富里市地域公共交通計画策定業務仕様書（案）

富里市地域公共交通会議

会長 山根 康夫

1 業務の概要

(1) 業務名

富里市地域公共交通計画策定業務

(2) 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(3) 契約上限価格

4,394千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

2 業務の目的

本業務は、「富里市地域公共交通計画」（令和4年3月策定）（以下「公共交通計画」という。）が令和8年度末に計画期間が終了することに伴い、現計画を見直し、令和9年度を計画初年度とする次期計画の策定に係る各種業務の支援を目的とするものである。

策定に当たっては、近年の高齢化の進展、公共交通の運転手不足などの社会情勢や本市の地域特性を的確に捉え、富里市総合計画等の上位関連計画における公共交通に関する基本的な考え方を踏まえること。

また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及び「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」で規定する交通計画の作成に関する基本的な事項等を網羅し、並びに国庫補助金の要件となる記載事項に留意するものとする。

3 業務内容

(1) 計画準備

①受注者は、契約締結日の翌日から14日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

②業務計画書(任意様式)には、下記事項を記載するものとする。

ア 業務概要

イ 実施方針

ウ 業務工程表

- エ 業務の組織体制
- オ 打合せ計画
- カ 連絡体制
- キ 担当者の一覧表
- ク 照査計画
- ケ その他必要事項

- ③受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- ④監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。
- ⑤業務計画書に基づく履行状況については、監督員の求めに応じ報告しなければならない。

(2) 地域公共交通の現状分析

①公共交通に関する現況把握

- ア 人口動向、主要施設等の配置状況及び交通特性等の地域特性の整理
- イ 既存の公共交通の現況整理
- ウ 本市における地域の輸送資源の現況把握(対象事業者へのヒアリング等)

②交通空白地域・要モニタリング地域の分析

- ア 市内運行中の路線バスの本数を机上調査で整理し、公共交通の運行本数を可視化した運行頻度路線図を作成する。サービス圏域を設定し、交通空白地域を検討する。
- イ 運行時間帯やアクセス時間帯から利用のしやすさを分類し、要モニタリング地域を特定し今後の公共交通のあり方を検討する。

(3) 上位・関連計画との整合

富里市総合計画等の上位関連計画や国・県等の関連計画における公共交通に関する基本的な考え方を踏まえること。

(4) アンケート調査の企画・実施・報告書作成

現計画の評価検証及び課題整理に当たり、市民の移動実態及び移動ニーズ等を把握し、数値指標の基準値・目標値を設定するため、公共交通に関わる分野の市民調査及びデマンド交通利用者(登録者)調査等を実施する。

【調査規模等】

想定する調査の規模等
<p>○市民対象調査(無作為抽出)</p> <p>※3,000人を対象とし、対象者の中には、デマンド交通利用者(登録者)も含める</p> <p>※調査対象人数等については発注者・受託者により協議し決定</p>

【調査に係る作業分担】

発注者・受託者の協議により決定する事項	
○調査内容の検討及び確定	
発注者が行う事項	受託者が行なう事項
<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の抽出及び宛名ラベル作成 ・封入・封緘及び宛名ラベル貼付作業 ・返信用封筒の印刷 ・調査票の発送・回収経費負担 ・調査票回答内容の入力 ・回収調査票の管理 ・調査結果報告書案の確認 ・調査結果報告書の確定 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票案の作成と補修正 ・自由記述回答部分の整理 ・調査結果の分析 ・調査結果報告書案の作成と補修正 ・調査結果報告書の作成 ・調査結果の本計画への反映

(5) 現計画の評価検証

①評価指標・施策事業の進捗状況の整理

現計画における評価指標の達成状況、施策事業の取組状況等を整理し、新たな評価指標の検討を行う。

②施策事業の評価検証

施策事業の推進による効果及び推進に向けた課題等を確認する。

(6) 富里市地域公共交通の課題の整理及び将来構想の提案

富里市の将来のまちづくりや、公共交通に関する課題を踏まえ、今後の地域公共交通のあり方について、利便性と運行効率等のバランスに配慮した検討を行い、将来構想を提案する。

特にデマンド交通の現況による課題を整理し、運行計画の見直し案を検討すること。

(7) 富里市地域公共交通会議における公共交通計画に係る資料の作成

(8) パブリックコメントの実施支援

①パブリックコメント実施に関する公表用資料の作成

- ②市民等から寄せられた意見の整理、回答案の作成
- ③公共交通計画案への反映
- (9) 公共交通計画案のとりまとめ
 - 富里市地域公共交通会議での審議結果を反映した公共交通計画案を作成する。
- (10) 打合せ協議
 - 初回、中間、成果物提出時に打合せを行い、協議録を作成する。
 - 協議後、速やかに協議録(任意様式)を提出し、発注者の承認を得ること。
- (11) 計画骨子案・計画素案・計画案の提出期限
 - ①計画骨子案
 - 令和8年7月31日(金)
 - ②計画素案
 - 令和8年10月19日(月)
 - ③計画案
 - 令和9年2月10日(水)
- (12) 成果品の提出
 - ①成果品は以下のとおりとする。
 - ア 公共交通計画(A4版綴じ込み) 3部
 - イ 公共交通計画の電子データ 一式
 - ※電子データのファイル形式は、Microsoftワード、エクセル又はパワーポイントで作成し、併せてPDFデータを作成すること。
 - ②成果品の提出期限
 - 令和9年3月31日(水)
 - ③成果品の提出先
 - 富里市地域公共交通会議事務局(富里市企画財政部経営戦略課)
 - 〒286-0292 千葉県富里市七栄652-1
 - メール:koutsu@city.tomisato.lg.jp

4 その他

- (1) 受託者は、業務の目的を十分に理解し、適切な人員配置を行い、最高の技術を提供するとともに、市と必要に応じて協議・打合せを綿密に行い、誠意を持って対応するものとする。
- (2) 本業務を進めるに当たって、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び富里市個人情報保護法等施行条例の規定に従い、適正に取り扱うこと。

- (3) 業務完了後に受託者の責に帰すべき事由による成果物の不良個所が発見された場合は、受託者は速やかに本市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (4) 本業務による成果物の所有権、著作権及び利用権は市に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。